

# 公益社団法人 大阪自然環境保全協会 組織および所属員についての規程

## 1条 目的

本規程の目的は、公益社団法人大阪自然環境保全協会(以下、協会)の事業を効果的・効率的に執行するために、協会に設置する組織およびその所属員について定めるものである。

## 2条 部・主な委員会

協会には2条で示す3委員会の他にも委員会と称する組織がある。2条で示す3委員会を“主な委員会”とする。

### 1 部・主な委員会の性質

(1)事業を、理事会の方針に従い、基幹となって執行する組織を、「部」あるいは主な委員会」と言う。(その他の組織については3条で定める。)

注:法人内においては、従来より「部」を「部会」と呼ぶ慣行がある。この慣行に基づき、「部」と「主な委員会」をあわせて「部会等」と表現されることがある。但し本規程においては、「部」および「主な委員会」を指す場合には、正式の名称を使い、併せて言う場合には、文字通り、部および主な委員会あるいは部・主な委員会と言う。

(2)部は、活動内容が比較的に広範で複数の分野にまたがるものを使う。主な委員会は、活動内容が比較的に限定的なものを言う。

(3)部・主な委員会等は、必要に応じて、理事会が起案し承認することにより設立、改編、廃止され、理事会の決定する方針に従い、任務を執行する。

## 2 部・主な委員会の役割・任務

### (1)部

①自然保護・調査研究部——自然環境保護保全・調査研究活動を担う。また、調査研究グループ・里山保全グループを統括し、その指導・支援、関係者の情報交換を担う。

②普及部——自然環境保護保全の人材養成・普及啓発活動を担う。また、講座グループ・地域活動グループを統括し、その指導・支援、関係者の情報交換を担う。

③広報部——外部に対する広報を担う。また、部内に設けた、「編集委員会」は「都市と自然」誌の編集・発行を行い、「ホームページ委員会」はホームページの運営を担う。

④事業部——主に受託事業の執行を担う。部内に、「対外自然協力隊」を設け、その運営を行う。

⑤総務部——法人としての運営全般を担う。

### (2)主な委員会

①生物多様性推進委員会——生物多様性保全について、企業・行政・教育機関等への働きかけを担う。

②土地等トラスト委員会——トラスト活動を担う。

③ビジョン委員会——将来ビジョンの検討・提案を担う。

### 3 部・主な委員会の所属員

- (1)部・主な委員会の所属員は理事および理事以外の協会員で構成する。
- (2)所属員は、自薦他薦により、部・委員会の了承を得て、理事会で承認して決定する。
- (3)部・委員会は、所属員の互選により、代表者として部長または委員長1名を選出する。また、副部長あるいは副委員長2名以下を選出することができる。ただし、部長・委員長は理事とする。
- (4)部長、委員長、副部長あるいは副委員長は、理事会で承認して決定する。
- (5)部長・委員長は、原則として理事会で、事業執行状況の報告を行う。
- (6)所属員としてふさわしくない行動のあった場合、理事会の承認により解任する。
- (7)所属員の任期は原則として1年とし、再任も可とする。本人からの辞任の申し出、または理事会で再任が不承認となれば、退任となる。

### 4. 所属員の氏名は、原則として、ホームページ等に公表する。

## 3条 部・主な委員会以外の組織

- 1 2条で述べている部・主な委員会以外の組織で、事務局を除くもの(“その他の組織”)は、協会の方針に従い、業務を執行する。
- 2 その他の組織とは、その名称を問わず(委員会、会、チーム、プロジェクト、グループ、クラブ、俱楽部、隊、学舎、講座、塾、ハイキング、チーム等)、別途組織図で示すものである。
- 3 その他の組織の所属員は協会員であるか否かは問わない。
- 4 その他の組織の長は、原則として協会員とし、自薦、他薦により、組織の所属員の互選により決定する。
- 5 その他の組織は、理事会が必要に応じて起案し、承認することにより設立、改編、廃止される。

## 4条 組織図および部・主な委員会等理事・所属員配置の開示

協会は、本規程に基づいて作成した「組織図」および「部・主な委員会等理事・所属員配置」をホームページ等で開示する。

## 5条 付則

- 1 本規程は定款に定めのない事項を補う。定款と本規程に矛盾があった場合、定款が優先する。
2. 本規程の制定、改正及び廃止は、理事会の決議による。本規程は理事会の承認の日から施行する。

2025年(令和7年)10月31日施行